相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県見附市本町三丁目三五七番地、最後の住所新潟県見附市本所一丁目一一番一二号　被相続人　亡　廣井　直治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十日

新潟県長岡市藤沢一丁目二番一八号

相続財産管理人　弁護士　星野　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市東坂之上町三丁目二番地五、最後の住所新潟県長岡市寺島町七一八番地古正寺の杜二一三号室

被相続人　亡　佐藤　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十日

新潟県長岡市千歳二丁目六番一号

相続財産管理人　弁護士　髙野　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲斐市万才九九九番地、最後の住所山梨県甲斐市万才九九九番地一

被相続人　亡　志村　勝次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十日

山梨県中央市木原一八八六番地一

相続財産管理人　深澤　一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県米原市西円寺六八一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小路　忠夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十日

滋賀県米原市醒井四二三番地

相続財産管理人　司法書士　河内　正道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道広尾郡大樹町南通一丁目三番地、最後の住所大阪府茨木市総持寺台一〇番一一〇号　被相続人　亡　寺島　文炳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十日

大阪府高槻市桜ケ丘南町七番二二号　北摂合同事務所　相続財産管理人　秋山　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県日野郡溝口町三部六六八番地、最後の住所鳥取県西伯郡大山町神原二〇四番地一

被相続人　亡　田中　さき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十日

鳥取県米子市皆生新田二丁目四番二七号二〇五号　相続財産管理人　山本　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市中区徳吉町二丁目六七番地、最後の住所岡山市中区徳吉町二丁目三番二五号　被相続人　亡　大西　威貴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十日

事務所岡山市北区弓之町二番一五号弓之町シティセンタービル六階

相続財産管理人　弁護士　小林　裕彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県佐伯市上浦大字浅海井浦三六一〇番地、最後の住所広島市西区井口台一丁目一一番三三号　被相続人　亡　菅　喜久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十日

事務所広島市中区富士見町一三番一八―二〇一号

相続財産管理人

司法書士法人小野司法事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市小倉北区緑ヶ丘一丁目二四四三番地、最後の住所福岡県大牟田市不知火町二丁目一四〇番地二東峰マンション大牟田駅南七〇六号　被相続人　亡　須藤　陽二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十日

福岡県大牟田市不知火町一丁目一―二ひまわりビル五階

相続財産管理人　弁護士　後藤　大地

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県神埼市神埼町的五八一番地、最後の住所福岡県久留米市津福本町一〇一二番地

被相続人　亡　松本智江子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十日

福岡県久留米市城南町二二番地一〇法務会館ビル四階D

相続財産管理人　藤島　多賢

株券提出不能に対する異議申述公告

当社は、平成二十年十一月十一日を合併期日として、海岸ベルマネジメント株式会社と合併しましたが、合併に際し、海岸ベルマネジメント株式会社の株券の提出を求めましたところ、左記株券につき、提出不能の届出がありました。よって、旧株券の提出を受けないで届出人に当該合併により交付されるべき金銭又は株式買取代金を交付することに異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にその旨をお申し出ください。

注一　海岸ベルマネジメント株式会社は、過去商号変更を行っており、このため、提出不能の株券は旧商号であるカネボウ株式会社との記載がなされています。

平成二十四年一月十日

東京都港区海岸三丁目二〇番二〇号

トリニティ・インベストメント株式会社

代表取締役　會田隆太郎

券別	枚数	記号	番号	名義人住所	氏名
百株券	三二	二一F	六一二三八、六一二三九、六一二四二、六一二四三、六一二五三～六一二八〇	名古屋市西区上名古屋三―二五―	寺澤　正剛
百株券	九	二一F	六一二四四～六一二五二	名古屋市西区上名古屋三―二五―	寺澤　繁子
千株券	七	二一H	一二二四九～一二二五五	京都市左京区上高野下荒蒔町六―三―四一二	西田　力
千株券	二	二一H	一二七九三、一二七九四	京都市左京区上高野下荒蒔町六―三―四一二	西田美智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市通外町一六〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山本　輝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十日

福岡県久留米市城南町二二番地一〇法務会館ビル四階D

相続財産管理人　藤島　多賢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県人吉市中神町字城本一〇四三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　谷口　円藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十日

熊本県人吉市新町一番地六

相続財産管理人　赤池　利光